

島建 会報

2016 Vol.137



年頭所感

- 2 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通
全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

建設業協会

- 5 理事・監事研修会開催
会員現状調査を実施
地域人づくり事業結果報告

- 7 平成28年度 事業予定

建災防島根県支部

- 9 出雲大社で安全祈願
労働災害発生状況
年度末労働災害防止強調月間、月間商品のご案内
講習予定表

D C プラン

- 12 マッチング提出制度

建退共島根県支部

- 13 4月1日からの制度変更について
退職金請求が28年1月1日以後の方へ
経審申請用加入・履行証明書の発行方法
[Q & A] ご質問にお答えします

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

平成28年2月1日発行

年頭所感



平成28年 ^{ひのえさる} 丙申 戒めの年

『謙虚に、伸びる努力を重ねよう』

一般社団法人 島根県建設業協会 会長 **中筋 豊通**

平成28年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

『丙申』ひのえさる へいしん。

【丙】は、ひのえ。十干の第3位。五行では火。南方の位。萬物成って明かなさま。あきらか。つよい。・・・等々。

一と入と門（おほひの義）との合字。一は陽気を示し、陽気が門の中に入るのは、陰気始めて起こって、陽気將に虧けんとする義を表わす。つまり陽気が隠れ始めることを意味しているとのこと。

また、【申】は、さる。十二支の第9位。西南西の方角。午後四時。猿。重ねる。再びさせる。再令。まうす。のびる、のばす。せのび。うめく。からだ。あきらか。明白。・・・等々。 大漢和辞典（大修館書店）より

『^{ひのえさる}丙申』の今年は、陽気が明らかに伸びることを示していますが、何事も栄えている時には、必ず衰える兆しを含んでいるので気をつけなさい、いい気になるなよと、『戒めの年』ではないでしょうか。

さて、建設投資の減少や受注競争の激化等により、建設産業が疲弊しています。また、高齢化等により技能労働者が大量に離職することが見込まれ、将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持を図るためには、若者の入職・定着を促し、人材を確保することが最重要課題であり、処遇改善の徹底、施工の標準化・省力化・効率化等々、やらねばならぬことが山ほどあります。

そんな中、一昨年度「品確法・入契法・建設業法」いわゆる「担い手三法」が成立・可決し、昨年4月から運用指針が全面実施され、『建設産業再生元年』になると期待された年でした。

しかしながら、西日本建設業保証株のデータを見ると、島根県内の公共事業の執行状況は、4月から10月まで全てで前年度対比がマイナス、11月累計で約1,043億円、過去5か年でも最低で、(昨年度比 11.8%) 大変厳しい状況が続きました。素晴らしい県土は、安全・安心な県土創りは、まだ道半ばなのに……。

今年を、どんな年にするのか、「担い手三法」の理念が浸透し、適正な価格で、適正な工期で、適切な設計変更によって、工事ごとに適正な利潤が確保され、経営力が強化され、次世代を担う優秀な若者が、夢を持って飛び込んでくれる『魅力ある建設産業』にするために、「産・官・学」一体となって、行動していかねばなりません。

平成28年、『丙申』「三つの猿より思わざるがよし」見ざる・聞かざる・言わざる この戒め以上に「思わざる」心に妄念を起こさないことが、最も大切であると教えています。

個人も企業も進歩発展し伸び栄えることを期待し、先ず【自己研鑽】そして「地域とともに、地域のために」この理念に基づき、災害、豪雪、維持管理への対応等、地域の安全・安心の確保ための使命をしっかりと果たしながら、地域に信頼され、必要とされる協会となるよう、協会員の皆様『戒めの年』とし「謙虚に、伸びる努力を重ねて行きましょう」今年もよろしく願いいたします。ありがとうございました。



年頭所感



安定的・持続的な事業量の確保を

一般社団法人 全国建設業協会 会長 **近藤 晴貞**

平成28年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。
平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

早いもので、本年3月には東日本大震災の発生から5年の節目を迎えることとなります。政府が定めた「集中復興期間」を終え、「復興・創生期間」へと入って参りますが、未だに約19万人の被災者の方々が避難を余儀なくされております。被災地の一刻も早い復興を心から願うとともに、我々は震災から得た教訓を決して忘れてはなりません。

昨年を振り返ってみましても、口永良部島や桜島の噴火、箱根山や阿蘇山における噴火警戒レベルの一時引き上げなど火山活動の活発化がみられ、さらに、9月の台風18号等による「関東・東北豪雨災害」では、鬼怒川等の堤防が決壊したことにより広範な地域が浸水するなど甚大な被害が発生したところでございます。“異常気象”が恒常化する中、我が国の脆弱な国土における着実な社会資本整備・強靱な国土づくりの推進は、片時の猶予も許されない状況にございます。

ご承知の通り、蓄積された社会資本は、継続的・長期的に経済活動や国民生活の向上をもたらす効果がございます。我々建設業は、その担い手であるとともに、災害現場の最前線で活動するなど、地域社会の安全・安心を守るという重い社会的使命を担っております。安全・安心な暮らしを守り続けるためには、建設業の存在が欠かせないということが、いわゆる「担い手3法」の理念の源泉であるとともに、国会において全会一致で成立した理由と受けとめております。今年はより一層、全ての発注者の方々にその趣旨の実現を求めて参りたいと考えております。

また、私ども建設業界は、少子高齢化、人口減少に伴う産業間の人材獲得競争が激化する中で、「若者が夢をもって将来を託せる産業」として建設産業を再生し、その技術を継承・発展させるとともに、国民が期待する社会的使命を果たし続ける責務がございます。そのために取り組むべき課題は、「賃金・休日等の労働条件の改善」、「効果的な教育とスキルアップ」、「女性等の多様な人材が活躍できる環境整備」、さらに「建設現場における生産性向上」など枚挙に暇がありません。若者に「ものづくり産業」としての建設現場の魅力を伝える工夫も、今まで以上に必要でしょう。さらに、こうした将来に向けた取組みを継続するためには、経営の安定化が何より重要であり、適正利潤の確保を謳った品確法の徹底に加え、我が国の厳しい財政状況下にあっても、安定的・持続的な事業量を確保するために声を上げ続けていく必要がございます。

本年も全建は、47都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方をはじめ、関係各位と一致団結し、積極果敢に、諸課題に取り組む所存でございますので、引続き、ご理解ご支援のほどを何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

建設業協会



理事・監事研修会開催

11月18日、東京都内にて、建設業協会理事・監事研修会を開催し、協会からは各地区から理事・監事26人が参加。講師に北村知久国土交通省土地・建設産業局建設業課長を迎え、「建設業を巡る

最近の話題について」と題し、現在の施策や今後の入札契約制度の方向性など様々な話題について講演を受けた。

研修会の後には、地元選出の細田博之衆議院議員、竹下巨衆議院議員、青木一彦参議院議員、島田三郎参議院議員を迎え意見交換会を開催した。

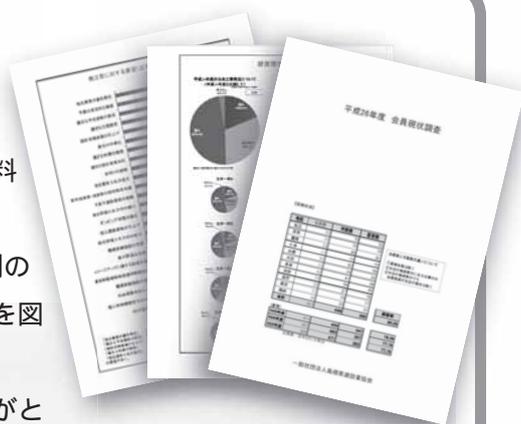
会員現状調査を実施しています

建設業協会では、平成23年度から、業界の現状把握と、今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とすることを目的に「会員現状調査」を実施しています。

今回は、「入職・離職・職場環境の実態」や「週休2日制の実現に向けた取組み」等を新たに追加し、調査内容の充実を図らせていただきました。

年始から、会員企業の皆様にはご協力を賜りましてありがとうございました。

今後は、このいただいた回答をまとめ、「通常総会での添付資料」や「理事会・委員会等での資料」、「意見交換会や要望活動における意見のバックデータ」として活用いたします。



地域人づくり事業 結果報告



平成26年度より、島根県より委託を受け、地域人づくり事業として「建設業合同企業説明会」と「若手技術者等資格取得支援講習会」を開催しております。

「企業説明会」は、失業者等を対象とする合同企業説明会を開催し、求人・求職のミスマッチを解消し、県内建設業への入職促進を図ることを目的に、また「資格取得講習会」は、将来の担い手である若手技術者の育成、処遇の改善（賃上げ等）を図ることを目的にしております。

平成27年度も引き続き開催いたしましたので、下記のとおりご紹介いたします。

建設業合同企業説明会〔開催日等〕

会場	開催日	開催場所	参加企業	参加者数
松江会場	10月23日（金） 13：00～17：00	くにびきメッセ （松江市学園南）	18社	松江会場 57人 松江高専 環境建設工学科 4年生 44名
浜田会場	11月6日（金） 13：00～17：00	浜田建設会館 （浜田市原井町）	6社	浜田会場 2人
東京会場	11月1日（日） 13：00～17：00	東京国際フォーラム （東京都千代田区丸の内）	7社	東京会場 11人

若手技術者等資格取得支援講習会〔開催日等〕

講習資格	開催日	開催場所	参加者数
2級土木施工管理	9月2（水）～4日（金） （3日間）	出雲建設会館 （出雲市塩冶善行町）	7人
	9月29（火）～10月1日（木） （3日間）	浜田建設会館 （浜田市原井町）	11人
2級建築施工管理 	10月7（水）～9日（金） （3日間）	出雲建設会館 （出雲市塩冶善行町）	12人
2級建設機械施工管理	12月15（火）～16日（水） （2日間）	出雲建設会館 （出雲市塩冶善行町）	4人

平成28年度 事業予定

	島根県建設業協会	建災防島根県支部	島根県土木施工管理技士会	島根県農林建設業協会連合会
4	11(月) 第7回事務局長会議 22(金) 第4回監査会 27(水) 第12回理事会	22(金) 監査会 27(水) 理事会	6(水) 監理技術者講習 28(木) 監査会 役員会	22(金) 監査会
5	20(金) 第2回新理事予定者会議 26(木) 第13回理事会 第4回定時総会 第4回協議員会	26(木) 平成28年度通常代議員会	24(火) 役員会 平成28年度通常代議員会	26(木) 平成28年度通常総会
6				
7				
8	8~9月 国土交通省中国地方整備局との意見交換会 島根県との意見交換会 島根県建設産業人材確保・育成推進協議会		3(水) 中国土木施工管理技士会連合会通常総会	
9		29(木) 第53回全国建設業労働災害防止大会(名古屋市)	現場見学会	
10	21(金) 中国ブロック地域懇談会 平成28年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会(岡山市)	中・四国ブロック会議		
11	10~11月 高校生の現場見学会			
12	12~3月 土木・建築・労働委員会			
1		安全祈願祭	支部長会議	
2				
3				

建災防島根県支部

出雲大社で安全祈願

建災防県支部（中筋豊通支部長）は1月15日、出雲大社を参拝し安全祈願を行った。島根労働局の高橋労働基準部長、沖田健康安全課長はじめ、各分会の代表者ら17人が出席。拝殿で祈禱した後、本殿に参拝。中筋支部長と高橋労働基準部長が玉串を奉納し、全員で拝礼。今年一年の無事故無災害を祈願した。

昨年県内で発生した建設業の労働災害は、死傷者数101人で、昨年度より8人減少、死傷者数としては過去最少数値を達成することができました。また、死亡災害は、当初の目標である「死亡災害ゼロ」を達成することができました。

今年も引き続き、気持ちを新たに会員および協会をはじめ関係者が一丸となり「死亡災害ゼロの継続」「死傷災害では3桁から2桁の減少」を目指し「建災防第7次災害防止5ヶ年計画」に沿った安全衛生管理の向上に努めましょう。



平成25～27年(1～12月)島根県内の建設業の労働災害発生状況

区 分	25 年		26 年		27 年	
土 木 工 事 業	(3)	44	(1)	31	0	35
木造建築工事業	0	27	(1)	22	0	22
その他の建築業	(1)	38	(1)	33	0	25
その他の建設業	0	11	(1)	23	0	19
計	(4)	120	(4)	109	0	101

() は死亡災害

年度末労働災害防止強調月間 (3/1~31)

3月1日～31日は年度末労働災害防止強調月間となります。工期末での、工程の遵守・作業間の連絡調整を密にし、特に下記の事項について徹底をお願いします。

交通事故の防止

10分前出勤を心がけよう
指差し呼称で安全を確認しよう

墜落・転落災害の防止

飛び降りなどの不安全行動の禁止
高所作業での安全帯の使用

重機災害の防止

重機との近接作業では誘導者を選任
ゲーパー合図での安全確認



月間商品のご案内

お求めは、ご所属（お近く）の各地区建設業協会（建災防県支部各分会）までお申し込みください。

ポスター ￥170 B2判(73×52cm)

1 白石 麻衣



2 足立 梨花



ワッペン

¥840
ビニール製
(7.5×6cm)
10枚1組

のぼり

¥1,570
ポリエステル製(240×70cm)



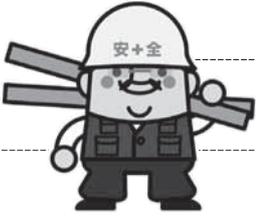
横幕

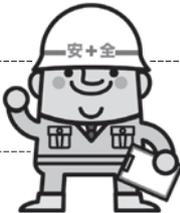
¥1,570
ポリエステル製
(70×220cm)

建災防講習予定表 (平成28年度)

平成28年度の講習会等の予定をお知らせいたします。

ホームページにも予定・案内などを掲載いたしましたので是非ご覧ください。

講習名	学科講習		実技講習	
	実施予定期間	会場	実施予定期間	会場
技能講習				
足場の組立て等作業主任者技能講習	7月21日(木) 7月22日(金)	出雲建設会館		
	10月11日(火) 10月12日(水)	浜田建設会館		
	10月27日(木) 10月28日(金)	出雲建設会館		
型枠支保工の組立て等 作業主任者技能講習	9月13日(火) 9月14日(水)	出雲建設会館		
地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習	7月27日(水) 7月29日(金)	出雲建設会館		
車両系建設機械(整地用等)運転技能講習	4月4日(月) 4月5日(火)	出雲建設会館	4月6日(水)	アユミ工業(株)
	8月18日(木) 8月19日(金)	浜田建設会館	8月29日(月)	
	8月22日(月) 8月23日(火)	出雲建設会館		
車両系建設機械(解体用)運転技能講習	6月23日(木)	出雲建設会館	6月24日(金)	アユミ工業(株)
不整地運搬車運転技能講習	7月7日(木)	出雲建設会館	7月11日(月)	アユミ工業(株)
高所作業車運転技能講習	5月30日(月)	浜田建設会館	5月31日(火)	(株)ライト実習場
	6月8日(水)	出雲建設会館	6月15日(水)	アユミ工業(株)
	9月28日(水)		10月3日(月)	
特別教育				
小型車両系建設機械(整地用等) 運転業務特別教育	5月10日(火)	出雲建設会館	5月11日(水)	アユミ工業(株)
	11月7日(月)		11月8日(火)	
ローラー運転の業務に係る特別教育	9月5日(月)	出雲建設会館	9月6日(火)	アユミ工業(株)

低圧電気取扱い業務特別教育	8月5日(金)	出雲建設会館	
自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育	10月18日(火)	出雲建設会館	
足場の組立て等の業務に係る特別教育(時間短縮3時間)	4月12日(火)	島根県建設業会館	
	4月26日(火)	浜田建設会館	
	5月20日(金)	出雲建設会館	
足場の組立て等の業務に係る特別教育(6時間)	6月7日(火)	出雲建設会館	
安全衛生教育			
職長・安全衛生責任者教育	5月17日(火) 5月18日(水)	出雲建設会館	
	8月2日(火) 8月3日(水)	浜田建設会館	
	12月8日(木) 12月9日(金)	出雲建設会館	
建設業職長のためのリスクアセスメント教育	6月14日(火)	出雲建設会館	
足場の組立等作業主任者能力向上教育(定期)	8月8日(月)	出雲建設会館	
施工管理者等のための足場点検実務者研修	8月8日(月)	出雲建設会館	
車両系建設機械(整地用等)運転業務従事者安全衛生教育(定期)	6月30日(木)	出雲建設会館	
現場管理者統括管理講習	7月15日(金)	出雲建設会館	
建設業等における(管理者・作業者)のための熱中症予防教育	7月20日(水)	出雲建設会館	
振動工具取扱い作業従事者教育	9月16日(金)	出雲建設会館	
丸のこ等取扱い作業従事者教育	9月21日(水)	出雲建設会館	
刈払機取扱い作業従事者安全衛生教育	6月29日(水)	出雲建設会館	

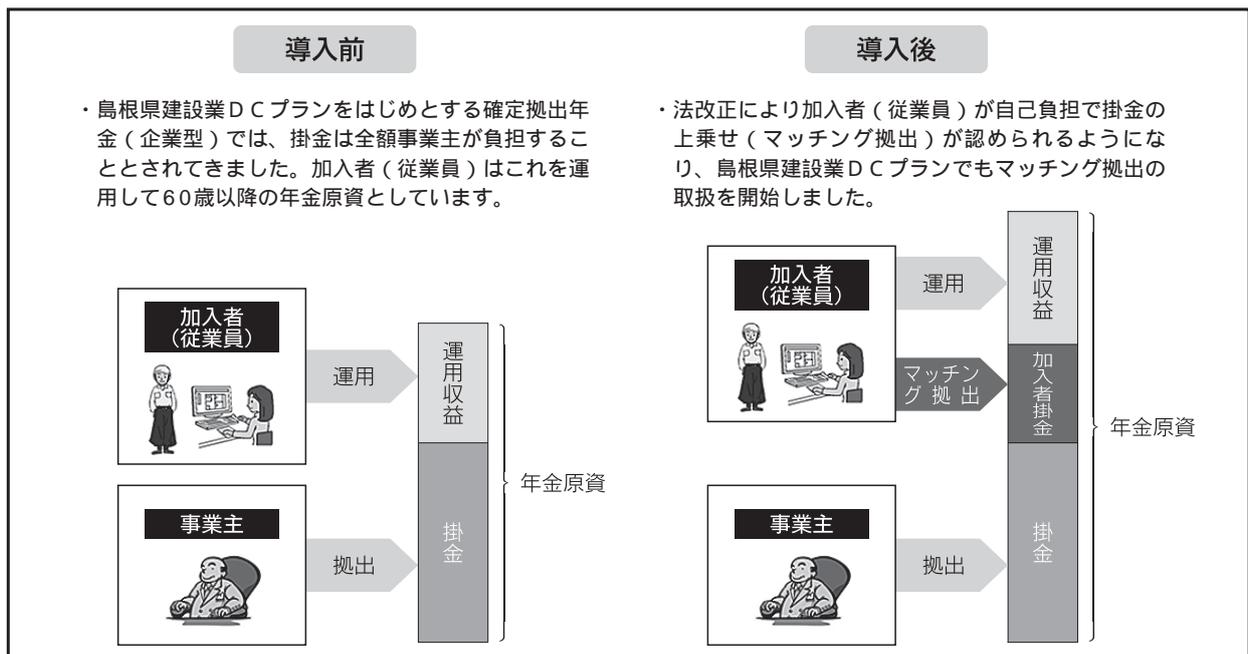
受講申込を支部および各分会にて常時受け付けていますので、日程をご確認いただき、協力会社への周知・受講勧奨も含めた受講計画をご検討くださいますようお願いいたします。

DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在10年が経過し、加入事業所が94社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

（参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）* 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税 （法定相続人1人当たり500万円まで非課税） 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税

建退共島根県支部

平成28年4月1日から建退共の制度が一部かわります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、建退共の制度が下記のとおり変更されます。

・退職金の予定運用利回りが変更されます。

中小企業退職金共済法に基づき5年に1度制度の見直しを行うこととされており、検討の結果、建退共の退職金の予定運用利回りが2.7%から3.0%に引き上げられます。

このため、退職金の額に関する政令が改正されます。

・退職金の支給要件が緩和されます。

現在、掛金納付月数が24月未満の場合については退職金の不支給期間となっておりますが、これが12月未満に緩和されます。(死亡による場合は12月未満で変更ありません。)

1. 掛金日額は改定されませんので、現在の共済証紙(310円)は継続してご使用になれます。
2. 平成15年10月1日以降の掛金納付があり、かつ平成28年4月1日以降に退職金請求事由が発生される方については、平成15年10月1日以降の掛金納付分についても3.0%の予定運用利回りが適用されます。
3. 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。
4. 平成28年3月31日以前に退職金請求事由が発生する方は従来どおりとなります。

・被共済者による移動通算の申出期間が延長されます。

被共済者が、転職等により、建退共制度と中退共制度、清退共制度及び林退共制度()との間を移動した場合、現在、退職後2年以内であった通算の申出期間が3年以内まで延長されます。

上記は略称表記であり、正式名称は次のとおりです。

中退共制度：中小企業退職金共済制度 建退共制度：建設業退職金共済制度
清退共制度：清酒製造業退職金共済制度 林退共制度：林業退職金共済制度

・移動通算できる退職金額の上限が撤廃されます。

現在、移動通算できる額には上限が存在し、その上限を超える金額は差額給付金としてその都度被共済者に支給しておりましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになります。

これにより、被共済者が退職される際に、まとめて退職金として受け取ることができるようになります。

掛金納付された青証紙部分は適用されません。

退職金請求事由発生年月日が28年1月1日以後の方へ

「マイナンバー制度」施行に伴う本人確認のための提出書類について

1. 社会保障・税番号制度(略してマイナンバー制度)については、平成28年1月から施行されることとなっております。
建退共制度においては、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり退職金請求される被共済者の方すべてに、マイナンバー及び本人確認のための下記の書類の提出を求めるとしてあります。
2. 退職金の請求事由が「7」に該当される方(被共済者本人が死亡されご遺族が請求人になる場合)につきましては、税務署所定の法定調書(支払調書)を作成する必要があること、また、この法定調書には被共済者(死亡されたご本人)に加え、請求人(ご遺族)のマイナンバーを記載する必要があることから、これらの方のマイナンバー及び本人確認のための下記の書類の提出をお願いいたします。

記

マイナンバー及び本人確認のための提出書類

本人確認では、2つのことを確認することになります。

- ① 正しい番号であることの「番号確認」
- ② 正しい番号の持ち主であることの「身元確認」です。

提出書類は以下のいずれかの写しです。

個人番号の確認		身元の確認	
1.	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">個人番号カード</div>	(表面と裏面の写し)	
2.	通知カード 又は、 住民票(番号付き) 等	+	運転免許証 又は、 パスポート 健康保険の被保険者証、年金手帳 在留カード、特別永住者証明 等 〔顔写真がない書類については二種類必要〕

経営事項審査申請用加入・履行証明書の発行方法

経営事項審査申請用加入・履行証明書を必要な場合は、下記の添付書類を添えて建退共島根県支部までご提出願います。

提出書類 加入・履行証明願 2部

添付書類（各1部）

1. 共済証紙受払簿（決算期間に対応するもの）
2. 共済手帳受払簿（審査基準日のもの）
3. 掛金収納書（決算期間に対応するもの・コピー可）
4. 完成工事高のわかる書類（決算変更届の直前3年間の工事高 ・コピー可）

「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）」

～建設業許可申請書や事業年度が終了するごとに届出を行う変更届出書に添付した書類になります。

その他

証明手数料 1通 500円

建退共島根県支部窓口へご持参のみ現金での受付をさせていただきます。
上記以外は郵便小為替でお願いいたします。

- 証明にあたり「建退共制度に係る被共済者就労状況報告書（建退共本部HP：26.被共済者就労状況報告書）」等の追加提出をお願いする場合があります。
- 郵送希望の場合は、返信用封筒を同封してください。（住所・会社名を記入の上、返信用切手を貼ってください）
- 証明の発行までにお時間を戴く場合がございます。余裕をもって準備・提出下さいます様お願いいたします。



ご質問にお答えします



「本社等の事務専用社員」の範囲について教えてください。



本社、支店、営業所等で事務だけをしている社員をいいます。



事業規模が小さく従業員数も少ないため、いろいろな業務を兼務しており、現場労働者か否か区別が付かない場合、制度の対象者となりますか。



あるときは現場労働者として働いたり、あるときは現場事務を行ったりというように就業形態が多岐にわたる場合は、その者を加入対象者とするか否かについては、事業主の判断によることとなります。



中退共制度に加入している者が建退共制度にも加入できますか。



現在、中退共制度の被共済者となっている者は、建退共制度の被共済者となることはできません（法54）。
なお、事業主はそれぞれの制度に該当する労働者がいる場合は、両方の退職金制度の共済契約を締結（加入）することができます。



被共済者は、中退共及び特退共との重複加入がなぜできないのですか。



同一労働者について中小企業退職金共済制度を重複して適用することを避け、公平性を確保するためです。

公益財団の

平成27年4月から
無事故割引率が**2割拡大**しました!

建設共済保険

法定外労災補償制度

充実した制度で



- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

保険料が安い



完成工事高契約会員加入状況

平成28年1月31日現在

地区	加入企業 (会員)	会 員 加入率(%)
松江	52	77.6
安来	19	100.0
雲南	43	91.5
仁多	14	93.3
出雲	52	66.7
大田	13	38.2
邑智	32	82.1
浜田	20	34.5
益田	4	14.8
鹿足	10	52.6
隠岐	21	63.6
合計	280	64.2

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(一社)島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島1-3-17-101

TEL0852-21-9004 FAX0852-31-2166

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不
要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

建設共済保険

検索